



## はじめに

これまでみどり通信では、みどり認定取得の参考としていただくために、実際にみどり認定を受けた生産者の取組事例を中心にご紹介してきましたが、本号では、モデル地区（特定区域）を設定した自治体の事例についてご紹介します。みどりの食料システム法では、自治体が設定した特定区域において、複数の農業者が自治体等と連携し、地域ぐるみで環境負荷低減事業活動に取り組む特定計画の認定（通称：「みどり地区認定」）を受けることもできます。本号を特定区域の設定や、みどり地区認定取得の参考にしていただければ幸いです。

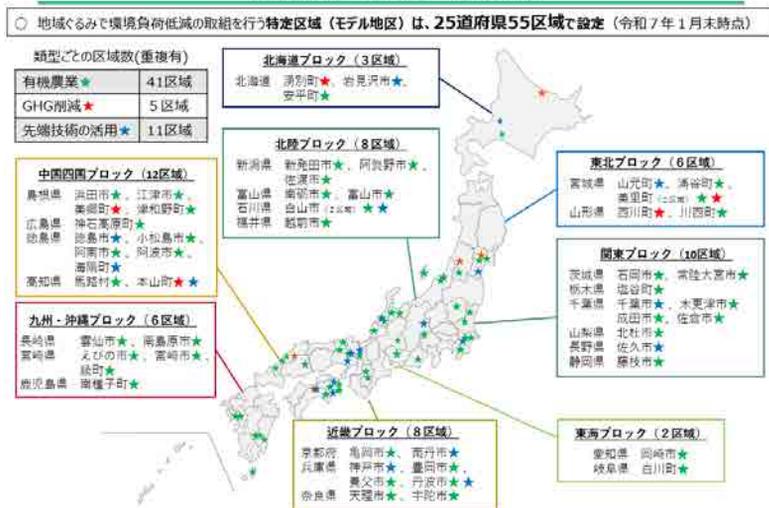
## 🔦 テーマ：始めよう！ 広げよう！ モデル地区（特定区域）！

モデル地区（特定区域）とは、みどりの食料システム法に基づき、地域ぐるみで環境負荷低減に取り組むことが都道府県及び市町村の基本計画に位置付けられた地区で、令和7年1月末時点で25道県55区域で設定されています。

モデル地区（特定区域）は、①有機農業による生産活動、②廃熱その他の地域資源の活用により温室効果ガスの排出量の削減に資する生産活動、③環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う生産活動の3類型で設定することができます。

特定区域を設定することでさまざまなメリットがございます！（次ページ以降をチェック！）

特定区域（モデル地区）の設定状況



## 1 モデル地区（特定区域）における事例の紹介

### (1) 新潟県佐渡市「朱鷺と暮らす郷」認証米の生産拡大（有機農業）

新潟県佐渡市は、トキをシンボルとし、トキと人が暮らす里山で、持続的な環境保全型農業に取り組んでいます。佐渡市の基幹産業である水稻生産では、「朱鷺と暮らす郷」認証制度の取組により、水稻耕作面積の約9割が特別栽培農産物になっている一方で、有機的に管理されている圃場は1%弱であるため、今後有機農業へのステップアップを市全域で行っていくことを目指し、特定区域を設定しました。

特定区域内では、有機農業の生産拡大と収量向上のための情報共有の場づくり、牡蠣殻・もみ殻堆肥などの島内資源の有効活用、苗の供給や乾燥調製の共同化を推進します。また、安定生産を行うには消費拡大が不可欠なので、認定基盤確立事業者と連携した有機農産物の利用拡大や、佐渡市内や都市部の学校給食での利用拡大も図ります。

今後は、特定区域の設定を皮切りに、有機農業に取り組む生産者や有機栽培面積の増加を目指し、佐渡島内の有機資源の循環モデルが、日本全土のモデルとなることを期待しています。



トキ



研修会の様子

## ☀️ 特定区域設定のポイント！

特定区域内では、地域ぐるみで環境負荷低減を推進するために取組面積や販路を拡大するため、有機農業の団地化や栽培技術の研修会などによる栽培方法の共通化と、学校給食やマルシェなどの販売方法の共通化に取り組むことが重要です。佐渡市のように、特定区域内で認定基盤確立事業者と連携した計画を立てることも推奨しています。



基盤確立事業一覧  
はこちら

みさとちょう

## (2) 島根県美郷町 営農型太陽光発電の活用(地域資源を活用したGHG削減)

美郷町は、新エネルギー活用・CO<sub>2</sub>排出削減などに積極的・先進的に取り組む地域であり、ソーラーシェアリングを核とする再生可能エネルギーを最大限活用した「魅力ある農業」を確立するために特定区域を設定しました。

特定区域内では、営農型太陽光発電により発電した電力を施設園芸用ハウスに供給する脱炭素型の施設園芸栽培の推進や、発電した電力を農業機械やバッテリー交換型の電動草刈機などの農業用機械の動力として活用する取組を推進し、ソーラーシェアリングによるオール電化農業の実現を目指していきます。

また、このオール電化で作られた農産物を「脱炭素農産物」としてのブランド化を目指しつつ、収益性の向上を図る生産・販売方式の共通化の取組の推進を図っていくこととしています。

特定区域を設定し、地域の取組を広く伝えていくことで、取組に共感した人が新たな担い手となるなど美郷町農業が活性化することを期待しています。



農業研修施設内の太陽光発電設備

## ☀️ 特定区域のメリット① 地域ぐるみの取組の旗印になります！

特定区域を設定することにより、市町村が主導して地域ぐるみでの環境負荷低減の取組をPRすることができます。地域の取組を対外的にアピールすることで、新規就農者の呼び込みや地域の推進する取組の情報発信にもつながります。

## (3) 千葉県千葉市若葉区、緑区、花見川区 施設園芸での環境制御装置等の活用(先端的技術の活用)

千葉市若葉区・緑区・花見川区は千葉市の経営体全体の9割を占め、施設園芸を中心に農業生産が最も盛んに行われている区域であり、市内外でモデルとなりうる施設園芸の産地育成を図っていくために特定区域を設定しました。

特定区域内では、市内のイチゴ・トマト生産者を中心とする「千葉市SDGs対応型施設園芸推進協議会」による、ヒートポンプや環境制御装置等の先端的技術を活用した温室効果ガスの排出削減を推進し、千葉市農政センターを核とする実地研修等を行う計画を立てています。

また、千葉市では持続可能性を追求する千葉市の食のブランド「千」を活用した販路開拓支援等により特定区域の事業活動の横展開を図っていくこととしています。



環境制御装置を活用したイチゴ栽培

## ☀️ 特定区域のメリット② 国庫補助金の優先採択が受けられます！

特定区域を設定することにより、国庫補助金でポイント加算の優先採択を受けることができます。国庫補助金の活用とあわせて特定区域の設定も検討ください。



補助事業等の優先採択  
一覧はこちら

## みどりの食料システム法に基づき地域ぐるみで環境負荷低減に取り組む モデル地区一覧を作成しました！

モデル地区（特定区域）の取組を広く共有することで、新しく取り組まれる地域の参考としていただくことを目的として 各モデル地区の取組概要を「みどりの食料システム法に基づき地域ぐるみで環境負荷低減に取り組むモデル地区一覧」を作成しました。

地域ぐるみの取組の参考に是非ご覧ください！



モデル地区一覧  
はこちら

## 2 特定計画の認定（通称：みどり地区認定）について

モデル地区（特定区域）では、複数の農業者が自治体等と連携し、地域ぐるみで環境負荷低減事業活動に取り組む特定計画の認定（通称：みどり地区認定）を受けることができます。みどり地区認定を受けた農林漁業者（みどり地区認定者）は、みどりの食料システム戦略推進交付金の「みどりの事業活動を支える体制整備（通称：みどりハード）」を活用し、生産段階の環境負荷低減の取組に必要な機械や施設（除草機、堆肥舎等）導入の支援を受けることができます。

### ☀️ みどり地区認定のメリット みどりハードを使って機械を導入してみませんか？ 【R6補正NEW！】

#### ● 支援対象となる機械や施設の例

- ・ 水田除草機、 可変施肥機、 ドローン、 堆肥舎など

※認定基盤確立事業者の製造する機械を導入した場合は、ポイント加算があります！

#### ● 交付上限額

- ・ 機械： 200万円（複数人で申請した場合の上限額：最大1000万円）

施設： 1000万円（複数人で申請した場合の上限額：最大2000万円）

※総事業費100万円以上の機械・施設導入が支援の対象です。

### みどり地区認定者

（特定環境負荷低減事業活動実施計画  
の認定を受けた農林漁業者）



導入

<導入対象となる機械・施設のイメージ>



水田除草機



堆肥舎

## 3 みどりの食料システム戦略グループの動き

### (1) 基盤確立事業を認定しました

昨年12月20日及び今年1月31日に基盤確立事業者として以下の4社の新規認定、2社の変更認定を行いました。みどり投資促進税制対象機械カタログはこちらからご覧ください。



みどり税制対象  
機械カタログ

○新規認定  
機械のリース・レンタル

(株)ハタケホットケ



水田抑草ロボット

資材の生産・販売

(株)アグリ総研



ククメスカブリダニ スワルスキーカブリダニ  
化学農薬の使用低減を図るため、  
化学農薬の代替となる天敵農薬

○変更認定  
機械の生産・販売

(株)オーレック



水田用除草機 ラジコン草刈機 (型式追加)

【みどり税制対象機械】

資材の生産・販売

科研製薬 (株)



化学農薬の代替となる天然物質  
由来の農薬 (殺菌剤)

資材の生産・販売

(株)広島堆肥プラント



食品産業廃棄物や下水汚泥を  
原材料とした有機質肥料

機械の生産・販売

松山(株)



スライドモア (型式追加)

【みどり税制対象機械】

(2)令和6年度補正予算及び令和7年度予算概算決定の概要を公表しました。

令和6年度補正予算及び令和7年度予算概  
算決定の概要を公表いたしました。  
※令和7年度予算については今後の予算編成  
過程で変更があり得ますので ご注意ください。



令和6年度補正予算  
令和7年度予算概算決定  
の概要はこちらから



(3)説明会・研修会などに講師を派遣します！

みどりの食料システム戦略や認定制度、クロスコンプライアンス (みどりチェック) 等について、  
農林水産省のみどり戦略担当が御説明します。J-クレジット制度や「見える化」の取組も含め、  
御要望がありましたら、お近くの地方農政局のみどり担当窓口までお気軽にご相談ください。

◇御意見・御感想等をお寄せください◇

みどり通信に関する御意見・御感想や取り上げてほしいテーマのほか、御自身の  
所属する都道府県・市町村の取組 (300字程度) を掲載してほしい! といった  
声もお待ちしております。以下のメールアドレスまでお寄せください。

メールアドレス: midorihou\_kankyo\_bio@maff.go.jp

【発行】

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ  
(担当: 渡邊、藤田)

TEL: 03-6744-7186



みどり認定の最新情報をお届け! 「みどり通信」